

## 船橋市立保育所における法令等遵守に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、船橋市（以下「市」という。）における子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項に規定する特定教育・保育施設（以下「市立保育所」という。）を運営する事業（以下「事業」という。）について、法令等を遵守し、もって事業が適正に遂行されることを目的とする。

### (基本方針)

第2条 事業を適正に行うための基本方針は、次に掲げるものとする。

(1) 船橋市立保育所に勤務する職員（以下「職員」という。）は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）その他関係法令及び船橋市職員倫理規程（平成21年船橋市訓令第17号）を遵守し、違法行為を行わないこと。

(2) 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第45条第1号に規定する法令遵守責任者（以下「法令遵守責任者」という。）は、市長の命を受け、市立保育所の長と連携し、適正な事業運営を確保すること。

### (職員の責務)

第3条 職員は、基本方針に基づき、日々の業務を行うとともに、専門職としての職員倫理を身に着け、また子ども・子育て支援法その他関係法令等を理解するように努めなければならない。

### (法令遵守責任者)

第4条 市長は、法令遵守責任者を市に1人配置するものとする。

2 前項の法令遵守責任者は、公立保育園所管課長とする。

### (法令遵守責任者の業務)

第5条 法令遵守責任者は、市の事業が法令等遵守により遂行されるように、次の業務を行うものとする。

(1) 事業の組織体制に関する提案

(2) この規程の制定及び改廃業務

2 法令遵守責任者は、必要に応じて事業運営の状態を法令等遵守の観点から確認するものとする。

### (相談窓口の仕組み)

第6条 市は、市立保育所内に存在する問題を広く受け付け、積極的に解決していくため

に相談窓口を公立保育園所管課に設置する。

(1) 受付、相談、報告の窓口の利用方法は、電話、電子メール、ファックス、書面、面会等によるものとする。

(2) 市は、通報を受けたときは必要に応じて調査を行い、その結果については是正の必要があると認めた場合は、直ちに必要な措置を講ずることとし、その後の再発の防止について検証、分析等を行い、必要に応じて指示、助言等を行うものとする。この場合において、実名により通報をした者に対して調査結果等を報告するものとする。

(3) 市は、相談をし、報告をした者に対し、このことを理由として不利益な取扱いを受けないように配慮しなければならない。

(4) 市は相談等で得られた個人情報を開示しないものとする。

(5) 職員は、虚偽通報、誹謗中傷をする通報その他の不正な通報を行ってはならない。

(処分)

第7条 法令等違反をする行為を行った職員は、懲戒その他処分がなされるものとする。

(規程の提出)

第8条 規程の制定及び改廃を行った場合は、速やかに市長に提出するものとする。

附 則

この規程は、平成27年12月25日から施行する。

附 則

この規定は、令和5年4月1日から施行する。